

株式会社日本政策投資銀行

緊急事態宣言の延長等を踏まえた資金繰り支援等について

貴行におかれては、累次にわたる要請等も踏まえ、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者に対するきめ細かい配慮を行っていただいているものと承知しておりますが、新型コロナウイルス感染症の影響拡大を踏まえた緊急事態宣言が延長されたことや事業者の資金需要が高まる年度末が控えていること等を踏まえ、引き続き中堅企業をはじめとする事業者の業況を十分に把握した上で、追加融資も含めた資金繰り支援に全力を挙げて丁寧かつ迅速に対応していただく必要があります。感染拡大防止と業務継続に取り組んでいただいているところ、重ねての要請となり恐縮ですが、下記の点に努めることを本店・各支店に対して周知徹底いただきますよう、対応方よろしくお願いたします。

記

1. 緊急事態宣言の延長の影響を受けた中堅企業等の事業者をはじめ、事業者の資金繰り支援について、緊急事態宣言の延長に伴う事業者への影響も踏まえ、雇用調整助成金を含む各種支援策の支給までの間に必要な資金や年度末までに必要な資金等も含め、引き続き、迅速かつ積極的に対応しつつ、可能な限り個々の実情に応じた柔軟かつきめ細やかな対応を図るとともに、顧客の理解と納得を得ることを目的とした十分な説明を行うこと。追加融資の相談が増加することも想定されるが、審査に際しては、赤字や債務超過、貸出条件の変更といった形式的な事象のみで判断するのではなく、事業者の経営実態や特性、今後の経営改善への取り組み等を十分に考慮して判断すること。また、新規融資にあたっての返済期間や据置期間の設定については、最大限事業者のニーズを踏まえた対応を行うこと。
2. 緊急事態宣言の延長の影響を受けた中堅企業等の事業者をはじめとする事業者に対し、資本金劣後ローンを含めた危機対応業務等の積極的な実施・活用について最大限の配慮を行うとともに、返済期間・据置期間が到来する貸出を含めた既往債務の条件変更について、返済期間・据置期間の延長等の措置など、実情に応じた最大限柔軟な対応を行うこと。また、事業者から不必要に経営改善計画書や資金繰り表等の書類を徴求することがないように、徹底すること。